

令和 5 年 3 月

第 1 回（定例会）

香芝市議会議案

香 芝 市

目 次

報 第 1 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----- ----- 1 頁
報 第 2 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----- ----- 3 頁
報 第 3 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----- ----- 5 頁
議 第 1 号	香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例及び香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正すること について----- 7 頁
議 第 2 号	香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例及び香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正することについて----- ----- 9 頁
議 第 3 号	香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて----- ----- 1 3 頁
議 第 4 号	香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正することに ついて----- 1 6 頁
議 第 5 号	香芝市障害者支援センター条例を廃止することについて----- ----- 1 8 頁
議 第 6 号	令和 4 年度香芝市一般会計補正予算（第 8 号）について----- ----- 2 0 頁
議 第 7 号	令和 4 年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） について----- 2 1 頁
議 第 8 号	令和 4 年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号 ）について----- 2 2 頁
議 第 9 号	令和 4 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につ いて----- 2 3 頁
議 第 1 0 号	令和 4 年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）に ついて----- 2 4 頁

議第 1 1 号	令和 4 年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第 1 号）について----- 2 5 頁
議第 1 2 号	令和 5 年度香芝市一般会計予算について----- ----- 2 6 頁
議第 1 3 号	令和 5 年度香芝市国民健康保険特別会計予算について----- ----- 2 7 頁
議第 1 4 号	令和 5 年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について----- ----- 2 8 頁
議第 1 5 号	令和 5 年度香芝市介護保険特別会計予算について----- ----- 2 9 頁
議第 1 6 号	令和 5 年度香芝市土地取得特別会計予算について----- ----- 3 0 頁
議第 1 7 号	令和 5 年度香芝市財産区財産特別会計予算について----- ----- 3 1 頁
議第 1 8 号	令和 5 年度香芝市水道事業会計予算について----- ----- 3 2 頁
議第 1 9 号	令和 5 年度香芝市下水道事業会計予算について----- ----- 3 3 頁
議第 2 0 号	財産の無償譲渡について----- ----- 3 4 頁
議第 2 1 号	奈良県広域水道企業団設立準備協議会に関する協議について ----- 3 5 頁
議第 2 2 号	奈良県葛城地区清掃事務組合規約の一部を変更することについて----- ----- 3 9 頁
議第 2 3 号	計画の策定について----- ----- 4 1 頁
議第 2 4 号	計画の変更について----- ----- 4 2 頁

同第1号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----43頁
同第2号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----44頁
同第3号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----45頁
同第4号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----46頁
同第5号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----47頁
同第6号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----48頁
同第7号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----49頁
同第8号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----50頁
同第9号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----51頁
同第10号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----52頁
同第11号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----53頁
同第12号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----54頁
同第13号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----55頁
同第14号	香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて-----56頁

諮 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて----- ----- 57頁
諮 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて----- ----- 58頁

報第1号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月27日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月12日

香芝市長 福 岡 憲 宏

1 相手方

住所

氏名

2 事故の概要

令和4年10月19日午前9時5分ごろ、香芝市下田西二丁目397番地2香芝市市民いこいの広場駐車場内にて後進したところ、駐車していた相手方原動機付自転車の左側部に当方の後部が接触し、相手方原動機付自転車を転倒させ、破損させたものである。

3 和解条項

- (1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として130,000円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

4 所管課

企画部秘書広報課

報第2号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月27日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

公用車の運行に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月14日

香芝市長 福 岡 憲 宏

1 相手方

住所

氏名

2 事故の概要

令和4年10月19日午前11時48分ごろ、当方が香芝市本町1397番地香芝市役所南側駐車場出入口より右折したところ、当方の正面が、道路南側の空き地より右折しようとした相手方原動機付自転車の右側部に接触し、相手方原動機付自転車を破損させたものである。

3 和解条項

- (1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として114,000円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

4 所管課

福祉部社会福祉課

報第3号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月27日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月6日

香芝市長 福 岡 憲 宏

1 相手方

住所

氏名

2 事故の概要

令和4年10月16日午後4時35分ごろ、穴虫82番1先の道路の側溝のグレーチングを相手車が横断したところ、グレーチングが跳ね上がり、車両左前方にあるバッテリーとその周辺部品に接触し、当該部分を破損させたものである。

3 和解条項

- (1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として367,828円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

4 所管課

都市創造部公園道路管理課

議第1号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香芝
市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を次のとおり改正する。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

(香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（
平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

(香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第2条 香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第2号

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正することについて

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び香芝
市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
次のとおり改正する。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例

(香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（
平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、
家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、
職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保
育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の
研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項につ
いての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安
全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するととも
に、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連
携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等につ
いて周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じ
て安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組
等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行する
ときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在
を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しな
ければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者
席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの
座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度
に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を
日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児

の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合限り」を加え、同条ただし書を削る。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

（香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ご

とに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議第3号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正することについて

香芝市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第13条第1号中「100分の7.3」を「100分の7.39」に改め、同条第2号中「26,500円」を「26,800円」に改め、同条第3号イ中「19,300円」を「19,500円」に改め、同号ロ中「9,650円」を「9,750円」に改め、同号ハ中「14,475円」を「14,625円」に改める。

第13条の5の2第1号中「19,300円」を「19,500円」に改め、同条第2号中「9,650円」を「9,750円」に改め、同条第3号中「14,475円」を「14,625円」に改める。

第13条の5の3中「63万円」を「65万円」に改める。

第13条の6の4第1号中「100分の2.6」を「100分の2.77」に改め、同条第2号中「9,300円」を「9,900円」に改め、同条第3号イ中「6,800円」を「7,200円」に改め、同号ロ中「3,400円」を「3,600円」に改め、同号ハ中「5,100円」を「5,400円」に改める。

第13条の6の8第1号中「6,800円」を「7,200円」に改め、同条第2号中「3,400円」を「3,600円」に改め、同条第3号中「5,100円」を「5,400円」に改める。

第13条の6の9中「19万円」を「20万円」に改める。

第13条の10第1号中「100分の2.8」を「100分の2.99」に改め、同条第2号中「16,000円」を「17,100円」に改める。

第16条の2第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同条第2項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に改める。

第20条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第13条、第13条の5の2、第13条の5の3、第13条の6の4、第13条の6の8、第13条の6の9、第13条の10及び第16条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第4号

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正すること
について

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

香芝市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項の次に次のように加える。

7 市長	外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	----------------------------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第5号

香芝市障害者支援センター条例を廃止することについて

香芝市障害者支援センター条例を次のとおり廃止する。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

香芝市障害者支援センター条例を廃止する条例
香芝市障害者支援センター条例（平成25年条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

議第6号

令和4年度香芝市一般会計補正予算（第8号）について

令和4年度香芝市一般会計補正予算（第8号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第7号

令和4年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

令和4年度香芝市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、別紙
のとおり議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡 憲宏

議第8号

令和4年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

令和4年度香芝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡 憲宏

議第9号

令和4年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第2号）
について

令和4年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡 憲宏

議第10号

令和4年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第1号）
について

令和4年度香芝市土地取得特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第11号

令和4年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第1号）
について

令和4年度香芝市財産区財産特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第12号

令和5年度香芝市一般会計予算について

令和5年度香芝市一般会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第13号

令和5年度香芝市国民健康保険特別会計予算について

令和5年度香芝市国民健康保険特別会計予算について、別紙のとおり議決を
求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第14号

令和5年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について

令和5年度香芝市後期高齢者医療特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第15号

令和5年度香芝市介護保険特別会計予算について

令和5年度香芝市介護保険特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第16号

令和5年度香芝市土地取得特別会計予算について

令和5年度香芝市土地取得特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第17号

令和5年度香芝市財産区財産特別会計予算について

令和5年度香芝市財産区財産特別会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第18号

令和5年度香芝市水道事業会計予算について

令和5年度香芝市水道事業会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第19号

令和5年度香芝市下水道事業会計予算について

令和5年度香芝市下水道事業会計予算について、別紙のとおり議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第20号

財産の無償譲渡について

次の財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

1 譲渡する財産

建物 所在 香芝市逢坂一丁目509番地1

構造 鉄骨造2階建

延床面積 573.55平方メートル

2 譲渡の目的

障害者支援センターすみれの里の民営化に伴い、安定かつ継続した運営に資するため、建物の無償譲渡を行うものである。

3 譲渡の相手方

香芝市尼寺616番地

社会福祉法人 以和貴会

理事長 下村 卓司

4 譲渡する日

令和5年9月1日

議第21号

奈良県広域水道企業団設立準備協議会に関する協議について

奈良県広域水道企業団設立準備協議会を設置するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、次のとおり規約を定めるため、奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団及び奈良広域水質検査センター組合と協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、奈良県における広域的な水道事業等を経営する企業団（以下「広域水道企業団」という。）の設立のための連絡調整を図ること、及び広域的な水道事業の計画を共同して作成することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、奈良県広域水道企業団設立準備協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける団体)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 広域水道企業団の設立のための連絡調整に関する事務

(2) 広域水道企業団が経営する広域的な水道事業等の計画の作成に関する事務

(3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務

2 前項の事務に係る検討を集中的かつ効率的に進めるため、必要に応じ、関係団体の長等による検討部会及び関係団体の実務者による幹事会及び作業部会を設置するものとする。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、奈良県奈良市法蓮町757奈良県水道局内に置く。

(組織)

第6条 協議会は、次の人員をもって組織する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 委員 25名

(会長及び副会長)

第7条 会長は、奈良県知事の職にある者をもって充て、副会長は、橿原市長及び生駒市長の職にある者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 会長の職務を代理する副会長の順序は、橿原市長、生駒市長の順とする。

(委員)

第8条 委員は、会長又は副会長以外の関係団体の長（磯城郡水道企業団においては企業長及び副企業長）をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集する。

2 副会長及び委員のうち、3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議は、副会長及び委員のうち、半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない場合は代理人の出席を認めるものとする。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会長は、第1条の目的を達成するため、必要と認められるときは有識者等に出席を求めて意見を聴くことができる。

6 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(事務局)

第10条 第4条の事務を処理するため、協議会に事務局を設置する。

2 事務局長は、奈良県水道局県域水道一体化準備室長の職にある者をもって充てる。

(経費の支弁の方法)

第11条 第4条の事務の執行に要する費用は、奈良県水道局が負担する。ただし、関係団体に属する職員の参加に係る経費（旅費等）については、その属する関係団体が負担する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

奈良県
大和高田市
大和郡山市
天理市
橿原市
桜井市
五條市
御所市
生駒市
香芝市
宇陀市
平群町
三郷町
斑鳩町
安堵町
高取町
明日香村
上牧町
王寺町
広陵町
河合町
吉野町
大淀町
下市町
磯城郡水道企業団
奈良広域水質検査センター組合

議第22号

奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の一部を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の一部を変更する規約

奈良県葛城地区清掃事務組合同規約（昭和38年8月26日奈良県指令地第466号）の一部を次のように変更する。

第5条中「24人」を「20人」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 上牧町、王寺町、河合町及び広陵町の議会の議員の中より選出された者
各1人

第6条中「並びに組合市町の長又は副市長若しくは副町長」を削る。

第10条の次に次の1条を加える。

（運営協議会）

第10条の2 組合の運営に関する重要事項等の意思決定を行うため、運営協議会を置く。

2 前項の運営協議会の委員は、組合市町の長をもって充てる。

3 運営協議会の運営に必要な事項については、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において組合議員である者の任期は、その日に満了する。

（準備行為）

3 この規約による変更後の第5条に規定する必要な行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

計画の策定について

香芝市学校施設の再編等に関する基本方針を別紙のとおり策定したいので、香芝市議会の議決すべき事件を定める条例（令和3年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

議第24号

計画の変更について

公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針を別紙のとおり変更したいので、香芝市議会の議決すべき事件を定める条例（令和3年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡 憲宏

同第5号

香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

令和5年3月31日付けで任期満了予定の香芝市農業委員会の委員の任命について、次の者を本市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

住 所	氏 名	生年月日
	平 山 巳根男	

同第7号

香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

令和5年3月31日付けで任期満了予定の香芝市農業委員会の委員の任命について、次の者を本市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

住 所	氏 名	生年月日
████████████████████	福 井 由美子	██████████

同第8号

香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

令和5年3月31日付けで任期満了予定の香芝市農業委員会の委員の任命について、次の者を本市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

住 所	氏 名	生年月日
	木 南 佐恵子	

同第10号

香芝市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

令和5年3月31日付けで任期満了予定の香芝市農業委員会の委員の任命について、次の者を本市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月27日提出

香芝市長 福岡憲宏

住 所	氏 名	生年月日
████████████████████	細 井 民 久	██████████

